

第2次八戸市環境基本計画(改定版)

平成 25(2013)年度～平成 34(2022)年度

「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」



平成 30(2018)年3月

八戸市

※表紙写真：種差海岸（天然芝生地）

目次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の背景と改定の目的	1
第2節	計画の役割と性格	2
第3節	計画の期間	2
第2章	計画の目指すもの	
第1節	八戸市が目指す環境像	3
第2節	基本目標	4
第3節	計画が対象とする環境の範囲	5
第3章	環境施策の方向性	
第1節	自然共生社会づくり	8
第2節	快適環境社会づくり	14
第3節	低炭素社会づくり	21
第4節	循環型社会づくり	28
第5節	良好な環境を支える人・仕組みづくり	35
第4章	計画の推進	
第1節	計画の推進体制	41
第2節	計画の進行管理	42
資料編		
①	八戸市の位置・面積・気候	43
②	八戸市の人口・世帯数	43
③	八戸市の産業	44
④	八戸市環境基本条例	46
⑤	八戸市環境審議会委員名簿	50
⑥	用語解説	51



市民の花「菊」



市民の木「イチイ」



市民の鳥「ウミネコ」

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の背景と改定の目的
- 第2節 計画の役割と性格
- 第3節 計画の期間

第1節 計画策定の背景と改定の目的

八戸市は、海・川・山などの豊かな自然に恵まれ、縄文のいにしえより、人々はその自然から様々な恩恵を享受することで生活を営んできました。

一方、高度経済成長と歩みを同じくして、当市の臨海部では急速に工業化が進んだ結果、大気汚染や水質汚濁などの公害問題に直面した歴史もあります。昭和39年に新産業都市に指定され、昭和40年代に大規模工場などが多数立地し、水産都市から工業都市へ急速に発展したことに伴い、大気汚染が原因となった健康被害が発生しました。当市では、昭和41年4月に当時の環境衛生課内に「公害係」を新設し、公害防止協定の締結や公害防止条例の制定など、早くから公害対策に取り組み改善が図られました。平成13年4月には特例市の指定を受け、さらなる対策強化に努めており、現在では概ね良好な状態が保たれています。

また、効率性や利便性を優先する社会経済活動の結果、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型のシステムが形成されたことで、天然資源の枯渇や生物多様性の喪失、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での対応を要する新たな環境問題を招きました。

このような背景から、当市では将来にわたって市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、平成16年12月に「八戸市環境基本条例」を制定し、この条例で定める環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向け、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進するため平成17年2月に「八戸市環境基本計画」、平成25年3月に「第2次八戸市環境基本計画」を策定しました。これに基づき、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施してきましたが、その後、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

特に、深刻な問題となっている地球温暖化については、地球規模での地球温暖化対策を進める実効的な新たな国際的枠組みとして2015年（平成27年）12月に採択された「パリ協定」を踏まえ、政府は2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。同計画では、温室効果ガスの排出を2013年度（平成25年度）比で2030年度（平成42年度）に26%削減する中期目標と、2050年度（平成62年度）までに80%削減する長期目標を定めています。

さらに、当市においては、平成29年1月に中核市へ移行し、これまで青森県が所管していた産業廃棄物対策、大気汚染対策等の事務が移譲され、市民及び事業者により身近できめ細かな行政サービスの提供が可能となり、環境行政のさらなる充実が求められています。

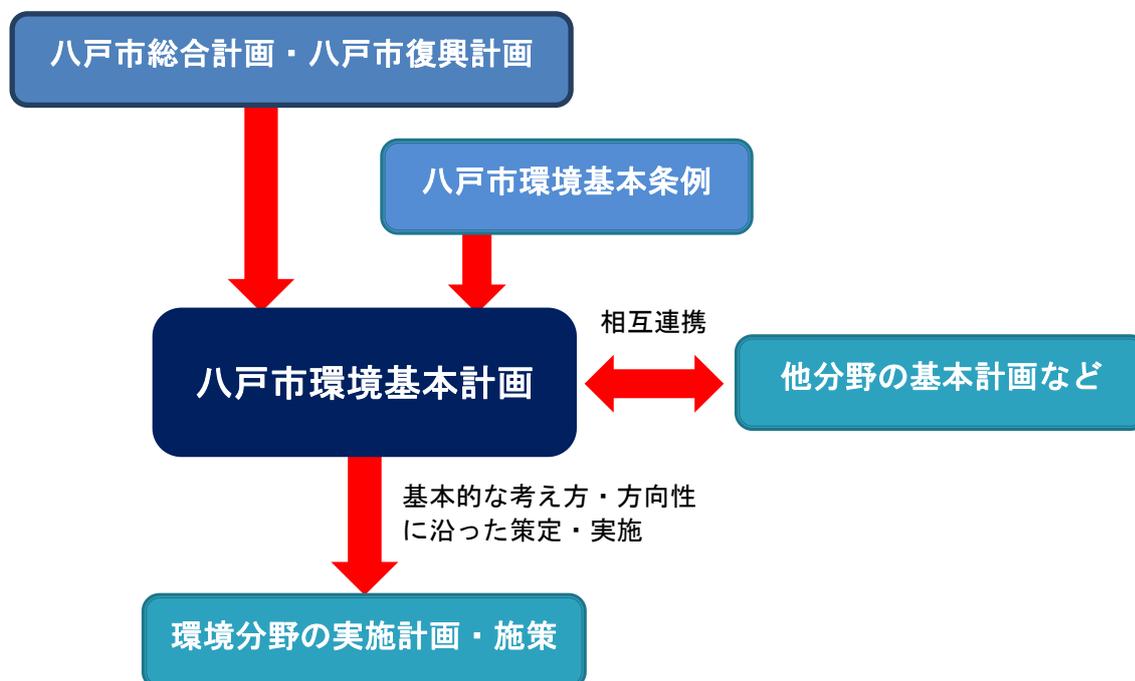
そこで、このたび、10年を計画期間とする第2次八戸市環境基本計画の中間年度にあたり、地球温暖化への対策、東日本大震災以降の電力需給をはじめとするエネルギー政策の転換、当市の中核市移行など、国や当市を取り巻く状況の変化に対応するため、第2次八戸市環境基本計画の改定を行うこととしました。

第2節 計画の役割と性格

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八戸市環境基本条例第8条に基づき策定されるものであり、八戸市総合計画及び八戸市復興計画における環境関連分野の施策を推進する役割を担っています。

また本計画の推進は、市・市民・事業者の各主体が協働のもと、自主的な取組みを行うことが不可欠であることから、市の環境施策だけではなく、市民・事業者が環境に配慮した行動をするための指針も示しています。

<環境基本計画の位置づけ>



第3節 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とします。

なお、本計画の中間年度である平成29年度に中間見直しを行い、平成30年3月に第2次八戸市環境基本計画改定版を策定しました。

第2章 計画の目指すもの

第1節 八戸市が目指す環境像

第2節 基本目標

第3節 計画が対象とする環境の範囲

第1節 八戸市が目指す環境像

当市が将来に向けて目指すべき環境像を次のとおりとします。

「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」

私たちが社会経済活動を営む上で欠かすことのできない、エネルギー・天然資源・食料などは、豊かな自然から恩恵を享受することで賄われてきました。

しかし、これらの無秩序で過剰な採取などが繰り返された結果、自然（生態系）はバランスを失い、地球温暖化や生物多様性の喪失など、私たちの生命をも脅かす多くの問題を招きました。

今後は、人と自然との適切な距離感を模索していくことが重要であり、「共生」の実現を通じて、豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

また、経済活動を通じた環境負荷の低減や、環境分野の技術革新による雇用や事業機会の創出など、環境と経済の好循環を図っていくことで、「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」を目指します。



八戸港

第2節 基本目標

第1節の環境像を具現化していくため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標① 「自然共生社会づくり」

当市は、海、川、森林など豊かな自然に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しています。人と自然が共生し、豊かな自然と生物多様性が将来へ引き継がれる「自然共生社会」の実現を目指します。

基本目標② 「快適環境社会づくり」

身近な自然環境が適正に保全されることは、私たちが安全で潤いのある生活を営む上で重要です。日頃からきれいな空気や静穏な環境に囲まれ、緑や水辺、景観や文化・歴史環境に触れることができる「快適環境社会」の実現を目指します。

基本目標③ 「低炭素社会づくり」

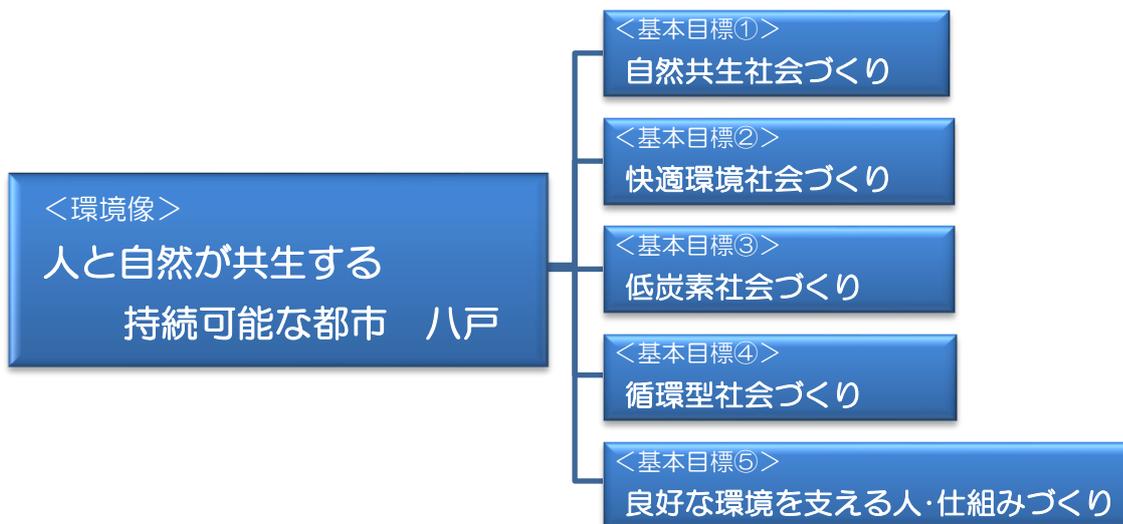
地球温暖化は、世界共通の深刻かつ重要な問題であり、私たち一人ひとりがライフスタイル、ビジネススタイルを見直していく必要があります。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用、エネルギー効率の高いまちづくりなどにより、温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」の実現を目指します。

基本目標④ 「循環型社会づくり」

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が招いた天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の問題に対応するため、廃棄物が貴重な資源であることを認識し、それらが適正に循環する社会構造への変換が必要です。3Rの取組みが浸透し、環境負荷の低減が図られるとともに、地域経済の活性化にも繋がる「循環型社会」の実現を目指します。

基本目標⑤ 「良好な環境を支える人・仕組みづくり」

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材とその育成が重要です。そのため、一人ひとりが積極的に自然とふれあい、学ぶことができる機会の創出と環境に配慮した行動に繋がるための仕組みづくりを目指します。



第3節 計画が対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を基本目標ごとに次のとおりとします。また、計画区域は八戸市全域とします。

- (1) 自然共生社会づくり
水環境、土壌、地盤、森林、農地、生物多様性など
- (2) 快適環境社会づくり
大気、悪臭、騒音・振動、公園、景観、文化・歴史環境など
- (3) 低炭素社会づくり
省エネルギー、再生可能エネルギー、都市基盤など
- (4) 循環型社会づくり
3R、廃棄物の適正処理、リサイクル関連産業など
- (5) 良好な環境を支える人・仕組みづくり
環境教育・環境学習、環境関連情報、環境配慮行動など

第3章 環境施策の方向性

- 第1節 自然共生社会づくり
- 第2節 快適環境社会づくり
- 第3節 低炭素社会づくり
- 第4節 循環型社会づくり
- 第5節 良好な環境を支える人・仕組みづくり

第2章で掲げた5つの基本目標を達成するため、それに関連する環境項目ごとに現状と課題を把握し、環境施策の方向性、市民・事業者の行動指針について示します。

また、基本目標の達成状況などの把握のため、環境項目に関連する効果指標を設定しています。ただし、効果指標を数値で表すことが難しい環境項目については示していません。

<施策の体系>

基本目標	関連する環境項目
1. 自然共生社会づくり	(1) 清らかな水の保全 (2) 健全な土壌及び地盤の保全 (3) 森林・農地の保全 (4) 生物多様性の確保
<効果指標> ① 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）及び海域の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率 ② 地下水質（概況調査）の環境基準達成率 ③ 土壌分析件数	
2. 快適環境社会づくり	(1) きれいな空気の保全 (2) 静穏な生活の確保 (3) 身近にふれあえる自然の保全 (4) 美しい景観の形成 (5) 文化・歴史環境の保全
<効果指標> ① 大気汚染物質、騒音、振動の環境基準達成率 ② 悪臭に関する苦情件数 ③ はちのへクリーンパートナーの清掃活動状況	
3. 低炭素社会づくり	(1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 環境に配慮した都市基盤の整備
<効果指標> ① 市内の二酸化炭素排出量 ② 市内の太陽光発電システム導入件数及び設備容量 ③ 市民1人あたりの年間平均市営バス利用回数	
4. 循環型社会づくり	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理 (3) リサイクル関連産業の振興
<効果指標> ① 1人1日あたりのごみ排出量 ② 1人1日あたりの最終処分量 ③ リサイクル率 ④ 不法投棄の通報・発見件数	
5. 良好な環境を支える人・仕組みづくり	(1) 環境教育・学習の推進 (2) 環境関連情報の発信 (3) 環境配慮行動
<効果指標> ① 環境教育関連事業の実施回数及び参加者数 ② 市ホームページ（環境部関連）へのアクセス数 ③ 市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数	

第1節 自然共生社会づくり

(1) 清らかな水の保全

① 現状と課題

水は、生物の生命維持のために極めて重要ですが、地球上に存在する水のうち、生活用水などとして使用している河川や湖沼に存在する淡水は、約0.01%と大変貴重なものです。当市の東方は太平洋に面して海岸線が長く伸び、そこには馬淵川をはじめ、新井田川、五戸川、奥入瀬川などの河川が流れ込んでいます。

当市では、良好な水環境を保全するため、定期的な調査により公共用水域及び地下水の水質状況の把握に努めています。その結果、河川及び地下水では測定した全ての地点で環境基準を達成していますが、海域の一部で環境基準を超過しています。水質汚濁の主な発生源は、水産加工場や臨海部の大規模工場群などからの事業場排水、一般家庭からの生活排水などが考えられます。また、地下水汚染の原因としては、有害物質の漏えい、過剰な施肥、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行（平成11年度）以前の家畜排せつ物の不適切な処理などが考えられます。

今後も、事業場などについては、法令などにに基づき、排出水の監視・指導による改善を図るとともに、生活排水については、下水道区域の拡大や合併処理浄化槽の普及などの対策を進めていくことで、健全な水環境を保全していく必要があります。

② 市の施策方針

- ◇ 関連法令や公害防止協定などに基づく監視・指導
- ◇ 下水道や農業集落排水などの污水处理施設の整備及び適正管理
- ◇ 合併処理浄化槽の普及啓発
- ◇ 水を汚さない生活スタイルについての普及啓発
- ◇ 森林が持つ水源のかん養機能の維持

③ 市民の行動指針

- ◇ 下水道や合併処理浄化槽の使用及び浄化槽の適正管理
- ◇ 水を汚さない生活スタイルの実践
 - ・ 食べかすや油を流さない
 - ・ 水切り袋や三角コーナーを利用して、細かいごみを取る
 - ・ シャンプーや洗剤は容器に書いてある使用量を守る

④ 事業者の行動指針

- ◇ 水質汚濁防止に関する法令などの遵守
- ◇ 污水处理施設の設置及び施設の適正管理や改善

(2) 健全な土壌及び地盤の保全

①現状と課題

土壌汚染によって農作物や地下水などが汚染され、その結果、人体への影響も懸念されることから、土壌汚染を防止し、健全な土壌を保全していく必要があります。土壌汚染対策法では、土壌汚染の原因となる特定有害物質として、カドミウムなど25種類を指定しており、当社にもこれらを使用している事業場があります。また、工場跡地等の再開発などに伴い、重金属や揮発性有機化合物などによる土壌汚染が、土壌汚染対策法に基づく届出により確認されており、有害物質の適正管理や農薬の適正使用などの対策を推進していく必要があります。

また、当社では、内陸部の軟弱地盤地域において不等沈下による家屋の傾斜、地下埋設物の破損などの被害が確認されたことから、水準測量や観測井による地下水位変動などの調査を実施し、地盤沈下の監視を行っています。

これまで一部地域を除き、大きな地盤沈下は見られず、広域的な地盤沈下も確認されていませんが、地盤沈下は、一度発生すれば復元は非常に困難であり、社会的損失も計り知れないことから、引き続き水準測量、観測井調査、市内の揚水設備の設置状況の把握に努めていく必要があります。

②市の施策方針

- ◇土壌汚染に関して、関連法令などに基づく監視・指導
- ◇地下水位の監視と揚水設備の設置状況の把握

③市民の行動指針

- ◇廃油やペンキなどの有害物質を含む廃棄物の適正処理
- ◇除草剤、農薬、化学肥料などの適正使用
- ◇生活排水の適正処理

④事業者の行動指針

- ◇土壌汚染防止に関する法令などの遵守
- ◇土壌汚染につながる化学物質の適正管理
- ◇地盤沈下防止のための地下水の適正使用

(3) 森林・農地の保全

①現状と課題

森林や農地は、水源かん養機能や土砂流出防止などの公益的機能を有するほか、多様な動植物の生息・生育地であるなど、その機能は多岐にわたります。また、地球温暖化の主な原因と

される二酸化炭素の吸収源としての機能も期待されています。

当市の総土地面積に占める森林の割合は3割であり、そのうち約5割が人工林となっています。また、当市の総土地面積に占める農地の割合は約2割で、地域特性を活かした多彩な生産が展開されています。

良好な森林や農地を将来に引き継いでいくためにも、各計画などに基づき、関係機関と連携しながら、適正な管理・保全を推進していくことが必要です。

②市の施策方針

- ◇除間伐などによる森林の適正管理及び活動支援
- ◇間伐材などのバイオマス資源の利活用や地域材の利用促進
- ◇環境保全型農業の普及促進
- ◇農業者や農業団体から依頼された農地土壌の分析及び土壌改良の支援

③市民の行動指針

- ◇植林などの自然保護活動への参加
- ◇農産物や木材の地産地消

④事業者の行動指針

- ◇森林の適正な管理・保全の実施
- ◇自然保護に関する法令などの遵守
- ◇植林などの自然保護活動への参加
- ◇農薬や肥料などの適正使用及び使用低減などを図る環境保全型農業の実施

(4) 生物多様性の確保

①現状と課題

生物多様性とは、多種多様な生物が存在し、これを取り巻く大気、水、土壌などの環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されていることをいいます。人類は生物の多様性がもたらす恩恵を享受することにより生存しており、生物の多様性は私たちの重要な存続の基盤となっています。

当市の海、川、森林、農地などの多様な自然環境は、多くの動植物の生息・生育地ですが、宅地や工業地の開発などに伴い、生息・生育地の減少や環境悪化が問題となっています。また、夜間照明などの人工光が不適正又は配慮を欠いて使用されることで、動植物の生息・生育活動などに悪影響を及ぼす「光害」も問題となっています。

青森県に生息・生育する野性生物のうち、特に希少な種について取りまとめた「青森県の希少な野生生物 ―青森県レッドデータブック（2010年改定版）―」では、916種の希少野生生物を指定しており、そのうち最重要希少野生生物（Aランク）に指定されているムラサキセン

ブリやエンビノセンノウなどの植物をはじめ、当市にも多くの希少野生生物が生息しています。

一方、市内各所には、特定外来生物に指定されていて、繁殖力が強く、再生能力も高いオオハンゴンソウの侵入・定着が確認されています。平成 29 年には強い毒を持つ南米原産のヒアリが国内で相次いで確認されたこともあり、特定外来生物による生態系への影響を防止するための迅速な対策が求められます。

また、近年、市内でもニホンジカやニホンザルなどの鳥獣の目撃事例があるため、農作物や市民生活への被害が懸念されているところです。

これまで、市内では白銀地区を流れる勘助川におけるホタルの里づくりや種差海岸でのオオハンゴンソウの駆除など、多くの市民による保全活動が行われてきましたが、今後も生物多様性に関する意識啓発などの取組みを進め、引き続き生態系の維持や種の保存に関する取組みを推進していく必要があります。



オオハンゴンソウ

②市の施策方針

- ◇生物多様性に関する意識啓発
- ◇野生生物の生息・生育環境の実態把握
- ◇県や関係機関と連携したニホンジカなどの鳥獣被害防止への取組み
- ◇レッドリストなどの活用による希少生物などの情報収集と適切な保護の推進
- ◇外来生物の持込・侵入防止などの啓発や駆除など、生態系保全への取組み

③市民の行動指針

- ◇飼育栽培している動植物の適正管理
- ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない
- ◇特定外来生物を飼育しない、拡散させない
- ◇動植物の生息・生育地に悪影響となる光を出さない

④事業者の行動指針

- ◇開発などの事業活動における野生生物の生息・生育環境への配慮
- ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない
- ◇飼育栽培している動植物を自然に持ち込まない
- ◇屋外照明などの設置や使用については、周辺環境に配慮するほか、動植物の生息・生育地に悪影響となる光を出さない

効果指標

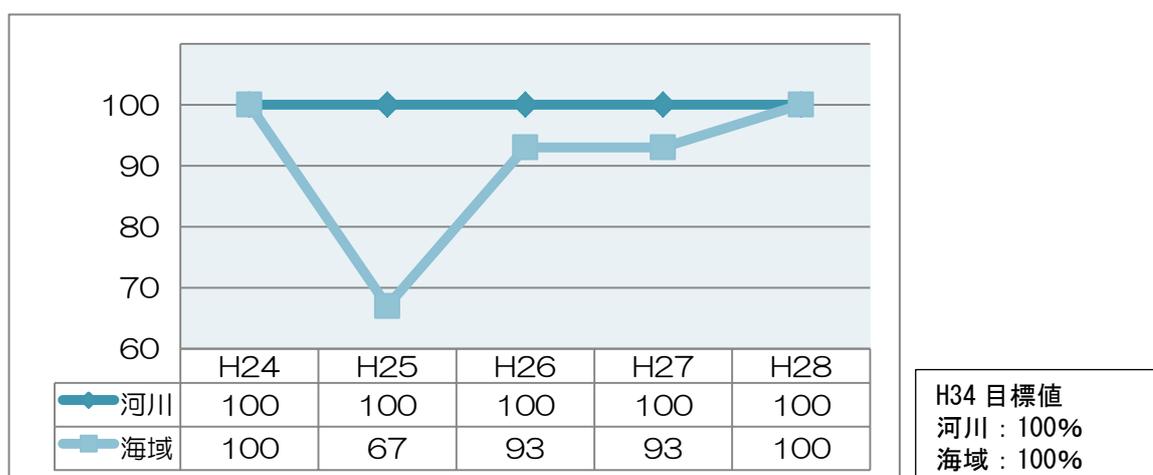
基本目標「自然共生社会づくり」の達成状況などの把握のため、次の3つを効果指標として設定します。

<指標①>河川の生物化学的酸素要求量（BOD）及び海域の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率

<指標②>地下水質（概況調査）の環境基準達成率

<指標③>土壌分析件数

指標① 河川及び海域における環境基準達成率の推移（単位：％）



(※)達成率（％）＝環境基準を達成した地点数/測定地点数（環境基準点）

(※)対象河川…馬淵川、新井田川、五戸川、奥入瀬川（計8地点）

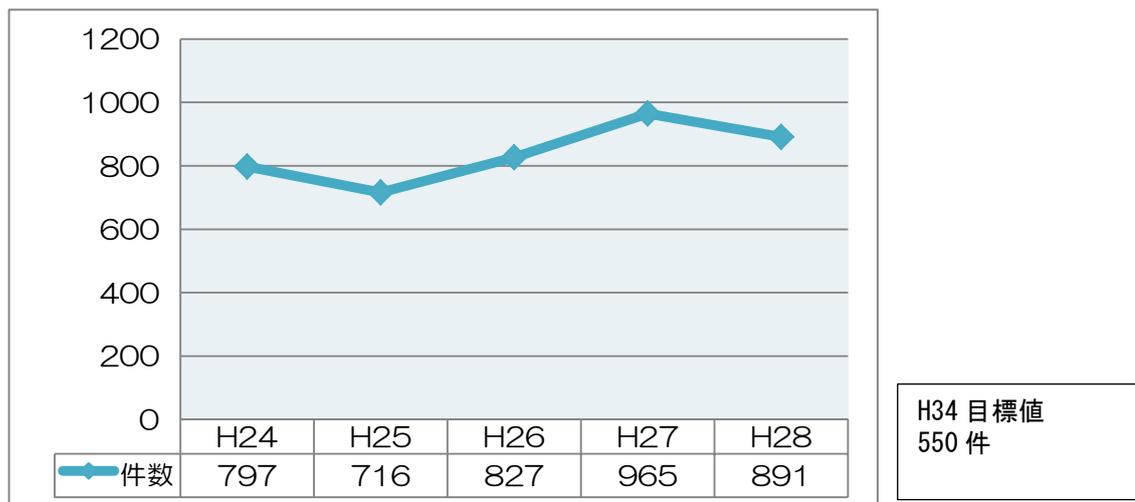
対象海域…八戸前面海域、南浜海域（計15地点）

指標② 地下水質（概況調査）の環境基準達成率の推移（単位：％）



(※)達成率（％）＝環境基準を達成した地点数/測定地点数

指標③ 土壌分析件数の推移（単位：件）



(※) 農業者・農業団体から依頼された土壌の分析診断や土壌改良指導を実施。

第2節 快適環境社会づくり

(1)きれいな空気の保全

①現状と課題

健康で快適な生活のためには、きれいな空気の保全が欠かせません。当市の大気汚染は、主に臨海部に集積する大規模工場などの固定発生源と、自動車などの移動発生源による化石燃料の燃焼に起因しており、法令などによる規制をはじめ、テレメーターシステムによる汚染状況の常時監視や公害防止協定に基づく監視・指導を行ってきました。その結果、光化学オキシダントを除き、全て環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、未達成の主因として成層圏オゾンの沈降やアジア大陸からの越境汚染が考えられ、緊急時発令基準までは至っていない状況ですが、環境基準の達成を目指した取組みを行っていく必要があります。

また、悪臭については、法で定められた特定悪臭物質 22 種について濃度規制が行われています。市内の主な悪臭発生源として、養豚場・養鶏場、ふん尿などの堆肥化施設、パルプ・製紙工場、フィッシュミール工場などが挙げられます。当市では「八戸市悪臭発生防止指導要綱」を制定し、発生源の監視や脱臭設備の整備などの改善指導を行っており、今後もこの取組みを継続していく必要があります。

②市の施策方針

- ◇大気汚染や悪臭に関して、関連法令や公害防止協定などに基づく監視・指導
- ◇野焼きに関する指導・啓発
- ◇公共交通機関の利用促進と渋滞緩和につながる道路整備の推進
- ◇エコカーの普及啓発及び公用車への積極的な導入

③市民の行動指針

- ◇野焼きをしない
- ◇自家用車の利用を最小限にし、公共交通機関や自転車などの利用
- ◇自家用車を購入する際はエコカーを選択

④事業者の行動指針

- ◇大気汚染・悪臭防止に関する法令などの遵守
- ◇設備の維持管理・改善による大気汚染物質の排出削減と悪臭の発生防止
- ◇エコカーや低公害型の重機などの使用

(2) 静穏な生活の確保

①現状と課題

騒音・振動は、自動車、航空機、事業所、工事現場などから発生するほか、深夜営業騒音や日常生活に起因する近隣騒音など、その発生源は多種多様です。特に当市は、道路、鉄道、港湾が結節する交通の要衝であり、中でも大型自動車は、水産物や工業製品などの物流を主に担うものであることから、市内を通過する自動車交通量は今後も高水準で推移することが予想されます。

当市では、騒音・振動に関する環境基準は概ね達成されているものの、法令などの規制を受けない事業活動や近隣騒音などへの苦情が多く寄せられていることから、今後も事業者や市民の意識啓発を図るとともに、騒音・振動被害の防止や静穏な生活の確保に努めていく必要があります。

②市の施策方針

- ◇騒音・振動に関して、関係法令などに基づく監視・指導
- ◇航空機、鉄道などの騒音・振動を測定し、必要に応じて関係機関に対策を要請
- ◇公共工事における低騒音・低振動型機械の使用

③市民の行動指針

- ◇生活騒音・振動についての近隣への配慮

④事業者の行動指針

- ◇騒音・振動規制に関する法令などの遵守
- ◇定期的に自主測定を実施し、防音・制振設備の導入と適正な管理
- ◇低騒音・低振動型機械の使用

(3) 身近にふれあえる自然の保全

①現状と課題

身近にふれあえる自然は、市民に潤いと安らぎをもたらすものであり、保全と活用のバランスを取りながら整備していくことが重要です。

当市は、種差海岸や市民の森不習岳などの豊かな自然に恵まれており、自然とのふれあいの場として整備を行ってきました。また、市街地の公園・緑地や水辺は、都市の中で自然とふれあえる憩いの場としても重要な役割を担っています。

当市では、八戸公園などの総合公園、長根公園などの運動公園、街区・近隣公園などの都市計画で取り扱う都市公園の整備を進めており、その整備状況は約6割となっています。今後も、

豊かな自然環境を保全し、また都市における親水空間や公園の整備を進め、自然とふれあう機会を創出していくことが必要です。

②市の施策方針

- ◇豊かな自然の保全と利用のバランス作り
- ◇自然とのふれあいの機会の創出
- ◇都市公園や親水空間の整備の推進
- ◇町内会などと連携した地域の緑化活動の推進
- ◇身近な緑の保全と創造に関する意識づくり

③市民の行動指針

- ◇庭やベランダでの家庭菜園や植栽など、身の回りの緑を増やす取組み
- ◇地域の緑化活動への参加

④事業者の行動指針

- ◇事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの取組み
- ◇地域の緑化活動への参加・支援

(4)美しい景観の形成

①現状と課題

当市は、三陸復興国立公園に指定されている蕪島や種差海岸をはじめとする風光明媚な自然的景観と、中心市街地のにぎわいや陸奥湊駅周辺など港町の昔ながらの庶民的な雰囲気を感じられる人工的景観が存在し、これらがバランスよく調和することで、まちのイメージと魅力が形成されています。良好な景観は、市民や来訪者にとって潤いと安らぎを与える重要な要素であることから、これらの保全を目的として、一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設けているほか、八戸市景観賞の実施による啓発や支援活動を行うなど、計画的な景観づくりを推進しています。

また、ごみのないきれいなまちづくりも良好な景観には欠かせない要素です。当市では、町内会やボランティアなどによる清掃活動への支援や、不法投棄の防止対策などの取組みを行ってきました。今後もこういった取組みを総合的に推進していくことで、美しい景観を形成していく必要があります。

②市の施策方針

- ◇一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設け、計画的な景観づくりを推進
- ◇魅力ある景観の表彰などを通じ、景観に対する市民の関心を高め、美しい景観形成を誘導
- ◇公共施設などの整備において、周辺の景観との調和への配慮

- ◇個人や団体のボランティア清掃活動の支援
- ◇三陸復興国立公園の景観や自然環境の保全のため、海岸漂着ごみ処理の実施

③市民の行動指針

- ◇住宅などを建てる際は、周辺の景観と調和への配慮
- ◇全市一斉530運動や町内の清掃活動など地域の環境美化活動への参加
- ◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加

④事業者の行動指針

- ◇景観形成に関する法令などの遵守
- ◇施設整備や工作物などの設置、開発行為などの際は、周辺景観との調和
- ◇事業所周辺の環境美化活動の実施
- ◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加・協力

(5)文化・歴史環境の保全

①現状と課題

当市には、市内中心部を流れる馬淵川と新井田川沿いなどに多くの遺跡が分布しています。これまでの発掘調査では、旧石器時代から江戸時代までの各時代の遺跡が発見されており、中でも縄文時代の「長七谷地貝塚」「是川石器時代遺跡」、古代の「丹後平古墳群」、中世の「根城跡」の4遺跡は国の史跡に指定されています。

また、風張1遺跡から出土した国宝「合掌土偶」をはじめ、国の重要無形民俗文化財に指定されている「えんぶり」「八戸三社大祭」など、合わせて139件が国・県・市の文化財の指定を受けています。「八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館」では、優れた縄文文化を発信し、埋蔵文化財の積極的な公開活用と適切な保存管理を行っているほか、現在、当市を含む「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指す取組みが関係自治体の連携のもと進められています。また、平成28年12月には、八戸三社大祭の山車行事を含む全国33件の祭礼行事が、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

歴史・文化遺産は、私たちの生活に潤いと安らぎ、心の豊かさを与えることから、市の宝、市民の誇りとして次世代に引き継いでいくための一層の取組みが求められます。



国宝「合掌土偶」

②市の施策方針

- ◇地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信
- ◇民俗芸能や伝統芸能の保存や伝承活動の推進

③市民の行動指針

- ◇地域の歴史・文化に関する学習活動への参加
- ◇民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加

④事業者の行動指針

- ◇地域の祭りや行事への参加・支援

効果指標

基本目標「快適環境社会づくり」の達成状況等の把握のため、次の3つを効果指標として設定します。

<指標①>大気汚染物質、騒音、振動の環境基準達成率

<指標②>悪臭に関する苦情件数

<指標③>はちのへクリーンパートナーの清掃活動状況

指標① 大気汚染物質、騒音、振動の環境基準達成率[※]の推移（単位：％）

測定項目\年度	H24	H25	H26	H27	H28	H34 目標値
二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	100	80	60	80	100	100
微小粒子状物質 (PM2.5)	100	50	100	100	100	100
一酸化炭素	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	注意報発令日数0日
環境騒音 (一般地域)	100	100	100	100	100	100
航空機騒音	100	100	100	100	100	100
自動車騒音	100	99	98	95	98	100
道路交通振動	100	100	100	100	100	100

(※)達成率(%) = 環境基準を達成した地点数/測定地点数

なお、自動車騒音の達成率は面的評価支援システムの評価結果による。

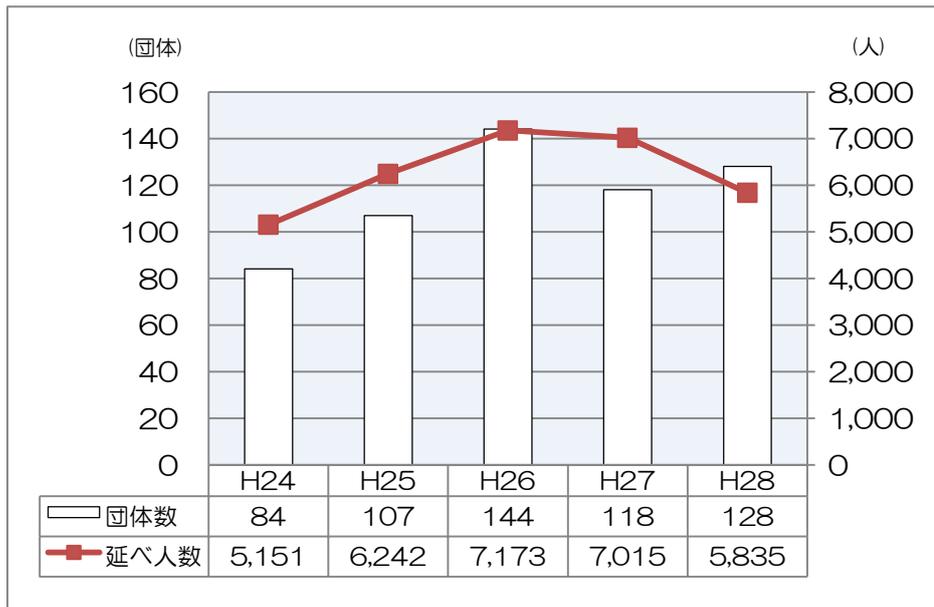
(※)平成24年度から平成28年度までの光化学オキシダントの注意報発令日数は0日である。

指標② 悪臭に関する苦情件数の推移（単位：件）



指標③ はちのへクリーンパートナーの清掃活動状況※の推移（単位：団体、人）

※活動報告のあったもののみ掲載



H34 目標値
120 団体
6,500 人

☆ はちのへクリーンパートナー ☆

八戸市では、個人・団体が行う公共の場のごみ拾いによる清掃活動を、ごみ袋の提供やごみの回収を通して支援しています。

（登録状況：約 270 団体 平成 29 年 11 月現在）



第3節 低炭素社会づくり

(1) 省エネルギーの推進

①現状と課題

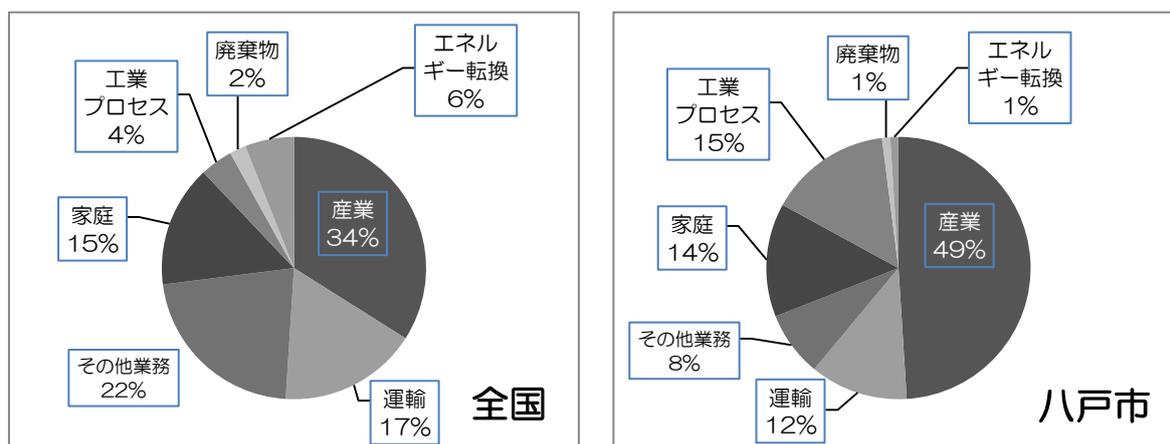
世界の年平均気温は1880年から2012年までの間に0.85℃上昇しておりますが（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書）、当市でも年平均気温は過去50年あたりで0.9℃上昇しており（仙台管区気象台「東北地方の気候の変化」）、特に1990年代以降に高温の年が多くなっています。

日本において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割がエネルギー起源の二酸化炭素であることから、地球温暖化対策を進めるためには、省エネルギーの推進が不可欠です。

当市の二酸化炭素排出量を部門別で見ると、産業部門からの排出割合が49%であり、全国割合の34%と比較して高いことが特徴です。これは、当市には臨海部の工場群を中心に、エネルギーを大量に消費する製造業が多いことが主な要因と考えられます。また、平成27年度の二酸化炭素排出量は東日本大震災以前と比べ、産業部門、民生部門（家庭部門、事務所や店舗などの業務部門）からの排出量が増加しています。

平成28年に国が策定した地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出削減目標を2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で26%削減することとしており、市・市民・事業者は、今後も省エネルギーの推進に継続して取り組むとともに、持続可能な低炭素社会の構築を目指していく必要があります。

二酸化炭素排出量の部門別割合（平成27年度）



(※)資料（全国）：環境省「2015年度(平成27年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」より

②市の施策方針

- ◇国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発
- ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組みに関する啓発
- ◇エコカーや高効率照明器具など省エネルギー性能が高い機器・設備の率先導入に努め、公共施設における省エネルギー化を推進

- ◇省エネルギー・省資源につながる機器等の普及促進
- ◇スマートムーブ推進運動への参加・職員への普及
 - ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動
 - ・エコドライブの実行
- ◇グリーン購入の実行
- ◇市全域を対象とする、地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」に基づき、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組みを推進
- ◇八戸市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」に基づき、市庁の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進

③市民の行動指針

- ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加
- ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握
- ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践
 - ・低炭素なライフスタイルの転換
 - ・普段の移動や通勤時のスマートムーブ実践
(公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動、エコドライブの実行)
- ◇照明設備や家電製品などを購入する際には、省エネラベルなどを参考に省エネルギー性能が高い製品を選択
- ◇自家用車を購入する際はエコカーを選択
- ◇省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化や、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等による新築住宅の省エネルギー化

④事業者の行動指針

- ◇国民運動「COOL CHOICE」への参加
- ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施
- ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握
- ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入
- ◇エコカーの導入促進
- ◇工場廃熱の有効利用やコージェネレーションシステムなど未利用エネルギー活用率が高い設備の導入
- ◇従業員の通勤手段や業務でのスマートムーブ実践
 - ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動
 - ・カーシェアリングの検討
 - ・エコドライブの実行
- ◇鉄道や海運を利用した二酸化炭素排出量の少ない物流体系への転換(モーダルシフト)
- ◇グリーン購入の実行

【国民運動「COOL CHOICE（賢い選択・クールチョイス）」について】

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、エコ家電にする、エコ住宅にする、エコカーを買う、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用する、クールビズをはじめとする低炭素な行動を実践するというライフスタイルなど、温暖化対策に効果的なあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

「COOL CHOICE」の具体的な取組み・アクション

①低炭素製品への買換え

LED、エアコン、冷蔵庫、エコカーなどの省エネ製品、高断熱高気密住宅の新築・リフォーム、高効率給湯器、節水型トイレなど

②低炭素サービスの選択

公共交通、カーシェアリング、スマートメーターによる見える化など

③低炭素なライフスタイルへの転換

クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、自転車の利用など

低炭素なライフスタイルの転換 取組み例

- 窓や床に断熱シートを貼り、すき間テープなどを活用してすき間風を防ぐ
- エアコンのフィルターを月2回は掃除する
- エアコンの室外機の吹出口に物を置かない
- 夏の冷房時の室温は28℃、冬の暖房時の室温は20℃を目安に
- クールビズ：上着を脱ぎ、ネクタイを外すなどの軽装
- ウォームビズ：セーター、スカーフ、保温性の優れた機能性素材を活用
- 使わない部屋の明かりは消す
- 照明のかさやカバーは、こまめに掃除する
- テレビを見ないときは消す
- テレビの画面を明るすぎないように調整し、ときどき画面の掃除をする
- 電気ポットや炊飯ジャーの保温を短くする又は使わない工夫をする
- 水を出しっぱなしにしない
- 冷蔵庫を壁から適切な距離を離し、周りや上に物を置かない
- 冷蔵庫を整理し、開ける時間を短くする
- 風呂は家族が続けて入り、追い炊きをしない
- 保温便座の温度設定を下げ、使わないときにはふたを閉める
- マイバッグを持ち歩き、レジ袋はもらわず、省包装の商品を選ぶ
- 家電製品の省エネモードを活用する

エコドライブ10のすすめ 燃料の節約に努めCO₂排出量を減らす運転です

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

(2)再生可能エネルギーの導入促進

①現状と課題

太陽光、太陽熱、地熱・地中熱、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、地球温暖化対策のみならず、化石燃料の枯渇などのエネルギー問題や、地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力の強化という観点からも、その重要性が高まっています。

当市は、北国でありながら積雪量が少なく、日照時間も長いという特性から太陽光発電に適した地域であると言われており、太陽光発電システムの普及促進に努めてきました。

東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く環境の変化や、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が開始されたことなどにより、市内の太陽光発電システムの設置件数及び設備容量は、平成20年度末においては403件、1,278kWであったのに対し、平成28年度末には3,964件、29,345kWと、設置件数は約10倍、設備容量においては約23倍と普及が進んでいます。

また、指定避難所である公民館や市立小中学校の一部への太陽光発電設備等の設置にも取り組んできました。

今後は、低炭素社会づくりへの貢献をめざして、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入を促進していく必要があります。

②市の施策方針

- ◇再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動
- ◇再生可能エネルギー設備等の導入促進
- ◇公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入
- ◇事業者や大学などと連携し、熱エネルギーなどの未利用エネルギーの活用手法や新エネルギーの研究
- ◇廃食用油の回収

③市民の行動指針

- ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器や無煙型薪・ペレットストーブなど、家庭での再生可能エネルギーの導入
- ◇廃食用油の回収への協力

④事業者の行動指針

- ◇再生可能エネルギーによる発電設備や熱利用設備の導入
- ◇木質バイオマスエネルギーの導入
- ◇廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料（BDF）事業の推進

(3) 環境に配慮した都市基盤の整備

①現状と課題

市街地の拡大や都市機能の拡散は、自動車の利用拡大を招き、その結果、二酸化炭素排出量の増加へと繋がります。また、都市化による緑の減少は、二酸化炭素吸収量を減少させるとともに、建築物や舗装面の増加によるヒートアイランド現象を招き、その結果、冷房使用によるエネルギー消費の増大へと繋がります。

このように、地球温暖化と都市構造の間には深い関わりが存在し、低炭素社会の形成のためには、環境に配慮した都市構造の構築と都市基盤の整備が重要となります。

当市では、人口減少や高齢化の進行、環境配慮への対応をふまえた都市計画マスタープランに基づく「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成や、緑豊かなまちづくりを進めてきましたが、環境負荷が少ない都市基盤の整備に一層取り組む必要があります。

②市の施策方針

◇「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成

- ・市街地の拡大を抑制するとともに、コンパクトで効率的な市街地の形成
- ・集落地においては周辺の自然的環境と調和した土地利用
- ・市内各所と市街地の拠点を結び、円滑に連絡する交通ネットワークの形成

◇鉄道とバスが連携した公共交通ネットワークの形成や利便性の追求

◇安全で利用しやすい港湾の整備を進めるとともに、海運輸送の利用促進に努め、モーダルシフトを推進

◇公園や緑地の整備を進めるとともに、町内会などと連携した緑化の推進

◇街路灯や道路照明のLED化の推進

③市民の行動指針

◇まちづくりへの積極的な参加や景観づくりへの協力

◇公園・緑地の計画策定への参加や維持管理への協力

◇道路に関する情報提供や維持管理への協力

◇積極的な利用による生活交通の維持

④事業者の行動指針

◇市街地整備の推進や景観づくりへの協力

◇道路に関する情報提供

◇従業員などの通勤手段の公共交通への利用転換の協力

◇交通事業者による安全・安心な運輸サービスの提供や路線の適正化及び利便性の向上による利用促進

効果指標

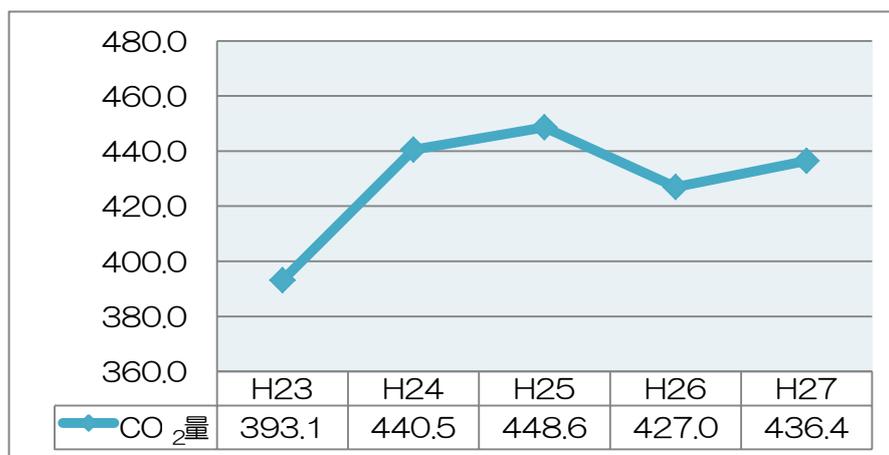
基本目標「低炭素社会づくり」の達成状況などの把握のため、次の3つを効果指標として設定します。

<指標①>市内の二酸化炭素排出量

<指標②>市内の太陽光発電システム導入件数及び設備容量（各年度累計）

<指標③>市民1人あたりの年間平均市営バス利用回数

指標① 市内の二酸化炭素排出量の推移（単位：万 t）



指標② 市内の太陽光発電システム導入件数及び設備容量（各年度累計）の推移（単位：件、kW）



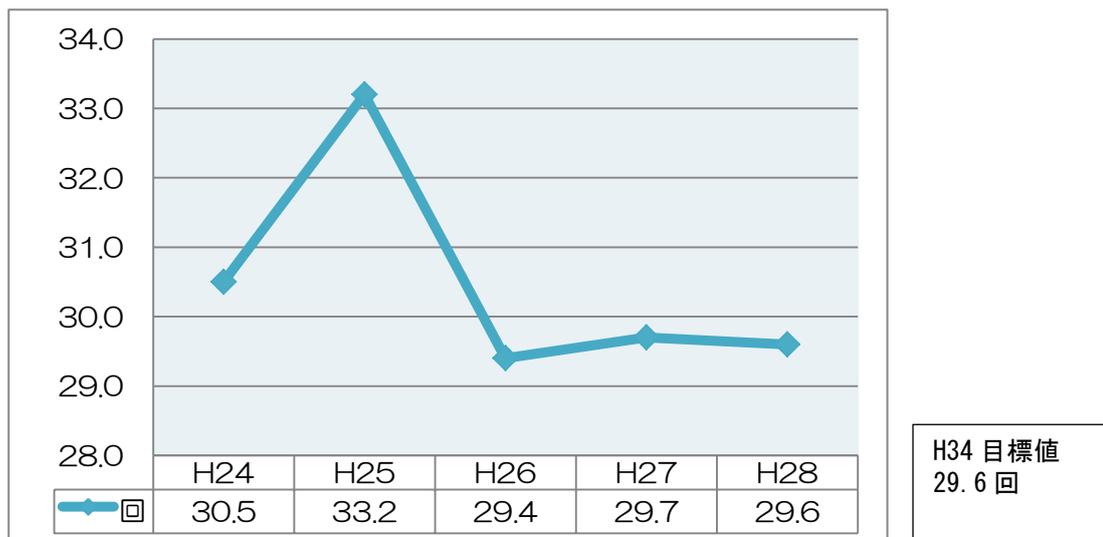
H34 目標値
件数：5,000 件
容量：47,000kW

(※) 低圧受電（50kW 未満）の太陽光発電システム

(※) 資料：東北電力八戸営業所への調査より（平成26年度まで）

資源エネルギー庁「固定価格情報公表用ウェブサイト」より（平成27年度以降）

指標③ 市民1人あたりの年間平均市営バス利用回数の推移（単位：回）



第4節 循環型社会づくり

(1) 3Rの推進

①現状と課題

当市では、「八戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市・市民・事業者が連携して3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組みを推進し、ごみの減量に努めてきました。

その結果、平成28年度の市民1人1日あたりのごみ排出量は968グラムとなり、ここ25年間で最も少ない値となりましたが、全国平均を上回っています。これは、家庭系のごみ排出量は全国平均及び県平均を下回っていますが、事業系のごみ排出量が全国平均を大きく上回っているためです。

今後も3Rの推進によるごみ排出量の削減を促進するとともに、リユース、リサイクルの推進による天然資源の消費抑制と地球温暖化防止を図っていく必要があります。

②市の施策方針

市は一般廃棄物の減量、廃棄物の適正処理について、市民・事業者と連携し3Rを推進する。

◇広報活動の充実

- ・ごみ分別チラシの全戸配布、ごみ減量キャンペーン（公民館等での家庭ごみ減量講座、チラシ配布、パネル展示等）等

◇事業者への指導・啓発

- ・事業者に対する減量・リサイクル対策の推進

◇市庁舎におけるごみ減量や資源物の分別の徹底

◇市が行う工事や物品の調達において、リサイクル認定製品を優先

③市民の行動指針

市民はごみの排出抑制に努め、ごみの分別によるごみ減量やリサイクルの取組みを推進する。

◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出

◇3Rの実践

- ・生ごみの削減に向けて3つの「きる」を実践
（食材は使い「きる」、料理は食べ「きる」、水気を「きる」）
- ・刈り取った草は、乾燥させてかさを減らしてからごみに出す
- ・生ごみの自家処理を検討する（コンポストや生ごみ処理機の利用）
- ・過剰な包装や袋は断る
- ・買い物にはマイバッグを持参する
- ・必要なものを必要な分だけ購入する
- ・詰め替え可能な商品を購入する
- ・子ども会や町内会などの集団回収や、スーパー等の店頭回収を利用する

④事業者の行動指針

事業者は事業活動により発生するごみ排出の減量と再資源化に努め、市民に対するごみ減量やリサイクルにつながる取組みを推進する。

《事業者全般》

- ◇ 3 R の推進に関する法令などを遵守
- ◇ 各業界における 3 R に関する自主的活動の推進
 - ・ 事業活動で発生するごみ排出状況の把握
 - ・ 簡易包装などにより、廃棄物のリデュース
 - ・ リユース・リサイクルしやすい製品の開発・製造
 - ・ 事業活動で発生する生ごみや古紙、枝木などのリサイクル
 - ・ ごみの減量やリサイクルなど 3 R に関する従業員への啓発

《排出事業者》

- ◇ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分による適正処理
- ◇ 市のルールに従った適正な分別・排出
- ◇ 繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用
- ◇ ごみ減量計画の作成などごみの減量・資源化への積極的な取組み
- ◇ 資源ごみのリサイクルの徹底

《販売事業者》

- ◇ マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施
- ◇ 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進
- ◇ ばら売りや量り売り商品の販売の推進
- ◇ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施

☆ 3010（さんまるいちまる）運動 ☆

八戸市では、食品ロス削減のため、市内事業者と連携し、宴会等で乾杯後 30 分から 20 分、終了前 10 分から 15 分、席について料理を楽しむ「3010 運動」を平成 29 年 4 月 1 日より推進しています。

（八戸市 3010 運動推進認定店：11 店（平成 29 年 11 月現在））



(2) 廃棄物の適正処理

①現状と課題

循環型社会づくりに向けて、廃棄物の排出抑制（リデュース）に取り組み、次に再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を行い、焼却処理の過程で発生する熱を回収し発電や熱供給に利用しても、なお処分を必要とする廃棄物については、適正に処理される必要があります。焼却残渣や不燃残渣については最終処分場で適正な埋立処分を行っていますが、埋立処分量の削減に資する3Rの取組みを今後も推進していきます。

また、廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、自然環境保全や景観の観点から生活環境を著しく損なうことから、それらの未然防止を図ることが重要です。当市では、不法投棄防止対策として、関係機関と連携した不法投棄防止合同パトロールの実施や監視カメラの設置により、不法投棄及び不適正処理の未然防止に取り組んできました。

さらには、平成29年1月の中核市移行に伴い、青森県から産業廃棄物関連の事務が移譲されたことから、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に対する監視・指導、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管・処分の指導・啓発等も行っていきます。

②市の施策方針

◇廃棄物処理体制の適正運用

- ・収集体制の効率化、廃棄物関連施設の適正な管理運営

◇廃棄物の不適正処理防止に関する啓発

◇市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組みを推進

◇PCB廃棄物の適正な保管・処分に向けた指導・啓発

◇使用済み自動車の再資源化等に関する許可業者の監視・指導

③市民の行動指針

◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出

◇廃棄物の不法投棄等に関する通報

④事業者の行動指針

◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出

◇廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理

◇PCB廃棄物の適正な保管・処分

(3) リサイクル関連産業の振興

①現状と課題

当市では、臨海部を中心に多様な素材産業が集積しており、平成14年「あおもりエコタウンプラン」の承認、平成15年「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」の指定を契機に、資源リサイクル関連施設の整備が進み、国内でも珍しいゼロエミッションシステムが構築されています。

循環利用が可能な廃棄物は、貴重な資源であり、リサイクル産業の活性化は、環境と経済の好循環をもたらすことから、今後も新規参入を含めたリサイクル産業の振興を図っていく必要があります。その際、リサイクル工程におけるエネルギー利用の効率化、環境負荷の低減に配慮したLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点を盛り込むことも重要となります。

②市の施策方針

- ◇リサイクル産業の周知
- ◇リサイクル製品の購入や使用
- ◇リサイクル産業への参入や研究開発などへの支援

③市民の行動指針

- ◇リサイクル産業への関心と理解
- ◇リサイクル製品の購入や使用

④事業者の行動指針

- ◇リサイクル製品の購入や使用
- ◇廃棄物の有効活用など、事業化に向けた研究開発

効果指標

基本目標「循環型社会づくり」の達成状況等の把握のため、次の4つを効果指標として設定します。

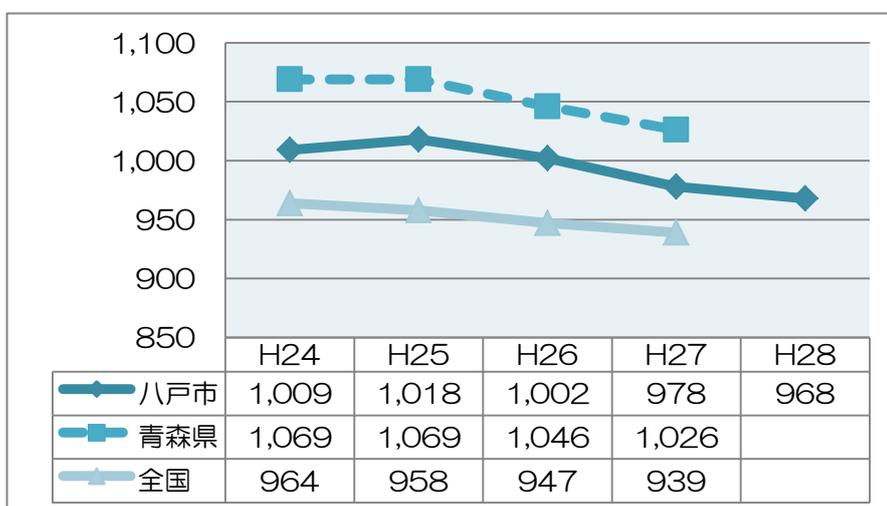
<指標①> 1人1日あたりのごみ排出量

<指標②> 1人1日あたりの最終処分量

<指標③> リサイクル率

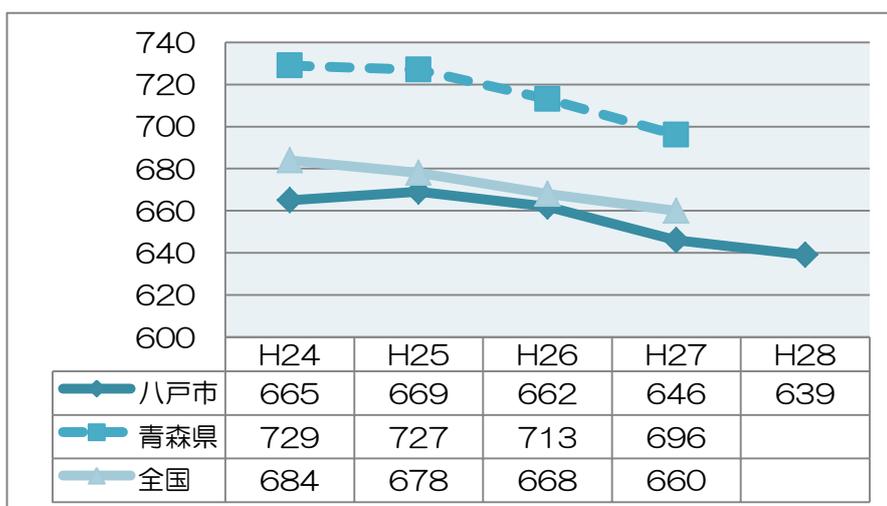
<指標④> 不法投棄通報・発見件数

指標① 1人1日あたりのごみ排出量の推移（単位：g/人・日）



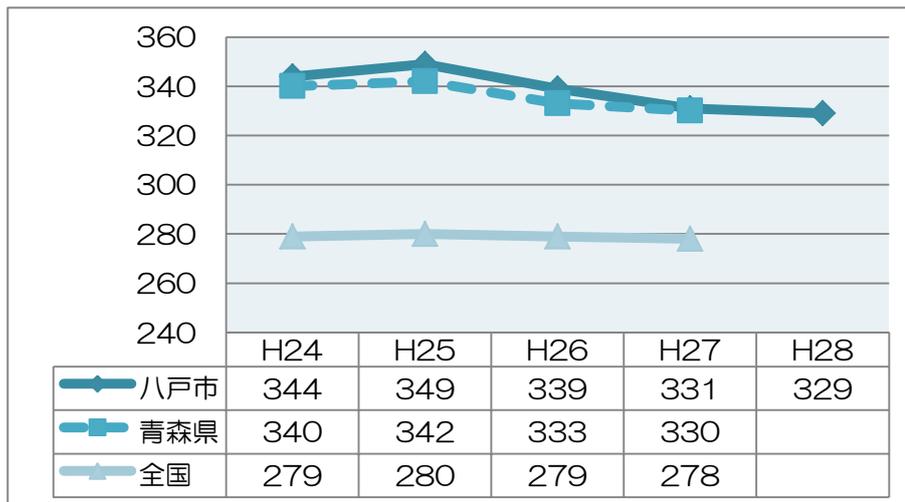
H33 目標値
930g/人・日以下
(八戸市)

指標①-ア 1人1日あたりのごみ排出量（家庭系）の推移（単位：g/人・日）



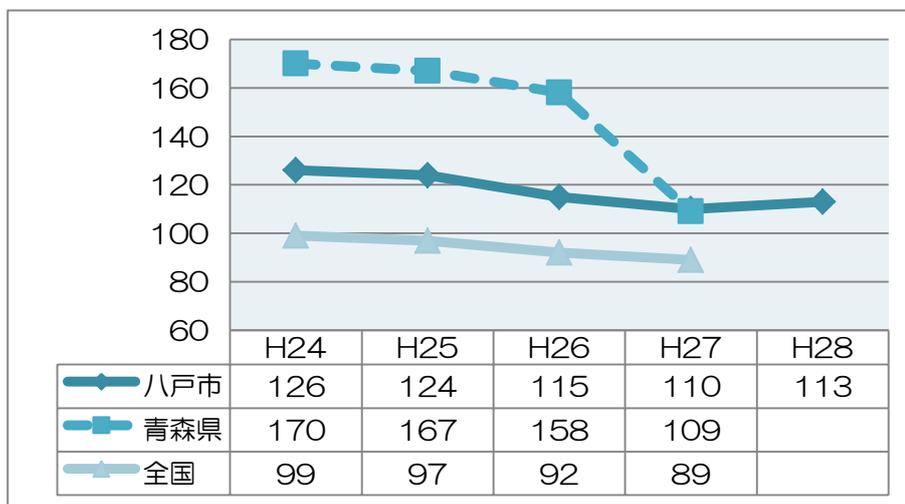
H33 目標値
623g/人・日以下
(八戸市)

指標①-イ 1人1日あたりのごみ排出量（事業系）の推移（単位：g/人・日）



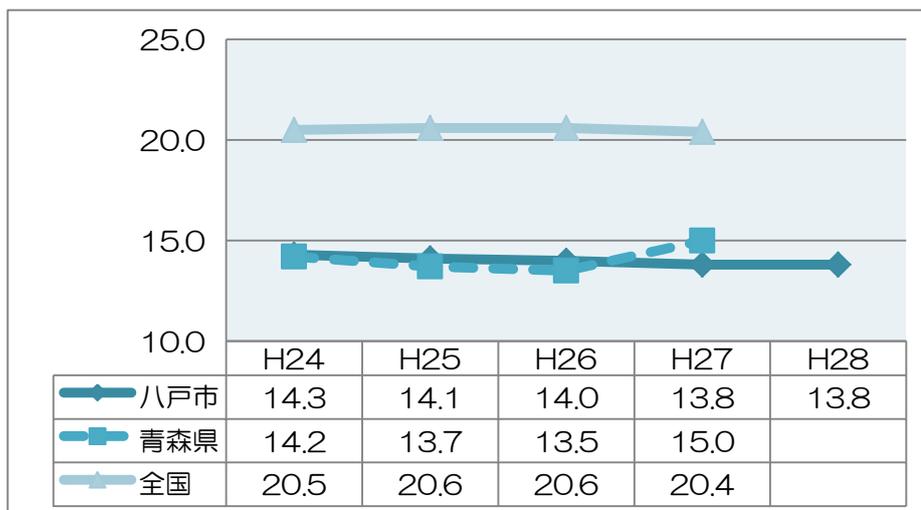
H33 目標値
307g/人・日以下
(八戸市)

指標② 1人1日あたりの最終処分量の推移（単位：g/人・日）



H33 目標値
100g/人・日以下
(八戸市)

指標③ リサイクル率の推移（単位：%）



H33 目標値
17%
(八戸市)

指標①～③についての資料は、

(※) 青森県：「一般廃棄物処理事業実態調査結果について」より

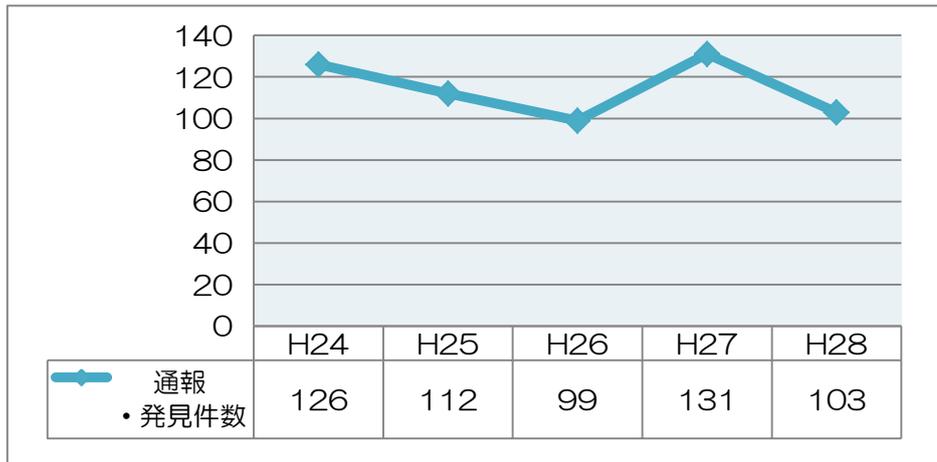
全国：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」より

(※) 平成33年度目標値は、平成29年3月策定「八戸市一般廃棄物処理基本計画」による。

数値は行政関与分となっている（民間の処分業許可業者や古紙取扱業者において処理した量を除く）。

(※) 青森県及び全国の平成28年度の数値は、平成30年4月公表予定。

指標④ 不法投棄通報・発見件数の推移（単位：件）



(※)平成 28 年度には平成 29 年 1 月の中核市移行により事務の移譲があった産業廃棄物の数値が含まれる（ただし、平成 28 年度の産業廃棄物の件数は 0 である）。

第5節 良好な環境を支える人・仕組みづくり

(1)環境教育・学習の推進

①現状と課題

私たちには、地球環境を保全し、良好な環境を未来の世代へ引き継ぐ責務があります。そのためには、自らの日常生活が環境に影響を及ぼしていることを理解し、より良い環境づくりや環境保全のために主体的な行動ができる人を育てる必要があります。

当市では、子どもたちが人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境保全に対して責任ある行動が取れる知識と能力を身に付けることを目的として環境学習会を実施しています。また、全国の自治体、企業・団体などが連携して実施している「こどもエコクラブ」では、子どもたちの自主的な環境保全活動・環境学習の支援を行っています。そのほか、地域住民を対象とした環境に配慮した工場や施設を見学するエコツアーなどを実施してきました。

これまで以上に環境教育・学習を推進するためには、産・学・官・民の連携によって、環境教育を推進できる人材を育成し、環境教育に活用できる場所・機会を充実させることで、より多くの人々が環境教育に参加できるようにすることが必要です。

②市の施策方針

- ◇環境教育・学習活動の機会や場の提供
- ◇地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施
- ◇地域の環境教育・学習活動を担う人材の発掘・育成

③市民の行動指針

- ◇環境教育・学習活動への参加
- ◇環境教育・学習活動で学んだことの家庭内での共有と実践

④事業者の行動指針

- ◇事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組みを活用した地域の児童・生徒等に対する環境教育・学習機会の提供
- ◇事業所における環境保全活動を担う人材の育成

(2) 環境関連情報の発信

①現状と課題

現在の環境問題は多様化しており、環境に関する様々な情報が多方面から発信されています。当市でもホームページや広報はちのへをはじめ、ラジオ、新聞などのメディアを活用し、地域に根ざした情報発信を行ってきました。また、八戸市環境展など各種イベントにおいても情報発信を行っています。

今後も、最新の環境関連情報の収集に努めるとともに、大気や水質などの地域の環境に関する基礎的情報、廃棄物やリサイクルに関する情報、市のみならず他行政機関やNPOなどが実施するイベント情報などを収集・整理することで、情報を受け取る側が活用しやすい形で提供することが必要です。

②市の施策方針

- ◇地域の環境に関する最新情報の収集・提供
- ◇環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供
- ◇参加者が体験を通じて情報収集できる機会の提供
- ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報発信
- ◇NPOや他行政機関との連携
- ◇環境施策の年次報告書「八戸の環境」概要版を発行し、環境教育等への活用

③市民の行動指針

- ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報収集
- ◇環境についてのイベント等に参加し環境意識を向上

④事業者の行動指針

- ◇ホームページ、新聞、広報などを活用した情報収集
- ◇自社の環境活動をホームページ等で公表

(3) 環境配慮行動

①現状と課題

多岐にわたる環境問題に対応し、良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくためには、市民、事業者、行政など全ての主体が、日頃から環境に配慮した暮らしや事業活動を行うことで、環境負荷を継続的に低減させていくことが必要です。

そのためには、日常生活や事業活動の中で、自らが消費している資源量やエネルギー量を把握することが必要になります。

当市では、自らが大量に資源やエネルギーを消費する事業者であるという立場から、平成 11 年 12 月に「八戸市庁の環境にやさしい行動計画（うみねこプラン）」を策定し、環境負荷低減の取組みを始めました。その後は 5 年毎に計画を見直し、現在は平成 27 年度に改定した「八戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（うみねこプランⅣ）に基づき、P D C A サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：点検、Act：見直し）の仕組みを用いて省資源・省エネルギーの取組みを行っています。

また、省エネ・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に有効な賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に家庭でも事業所でも率先して取り組むなど、環境配慮行動を一層促進させていく必要があります。

②市の施策方針

- ◇事業者や市民の環境配慮行動を促進するための仕組みの普及啓発
- ◇入札などにおいて、環境に配慮した事業活動を行っている企業を評価する仕組みを推進
- ◇公共施設における省エネルギー診断の実施などにより、同診断の普及啓発
- ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組みに関する啓発（【再掲】省エネルギーの推進）

③市民の行動指針

- ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握（【再掲】省エネルギーの推進）
- ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践（【再掲】省エネルギーの推進）

④事業者の行動指針

- ◇環境マネジメントシステムの導入
- ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施（【再掲】省エネルギーの推進）
- ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握（【再掲】省エネルギーの推進）
- ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入（【再掲】省エネルギーの推進）



せせらぎウォッチング
（水生生物調査）の様子



環境学習会の様子

効果指標

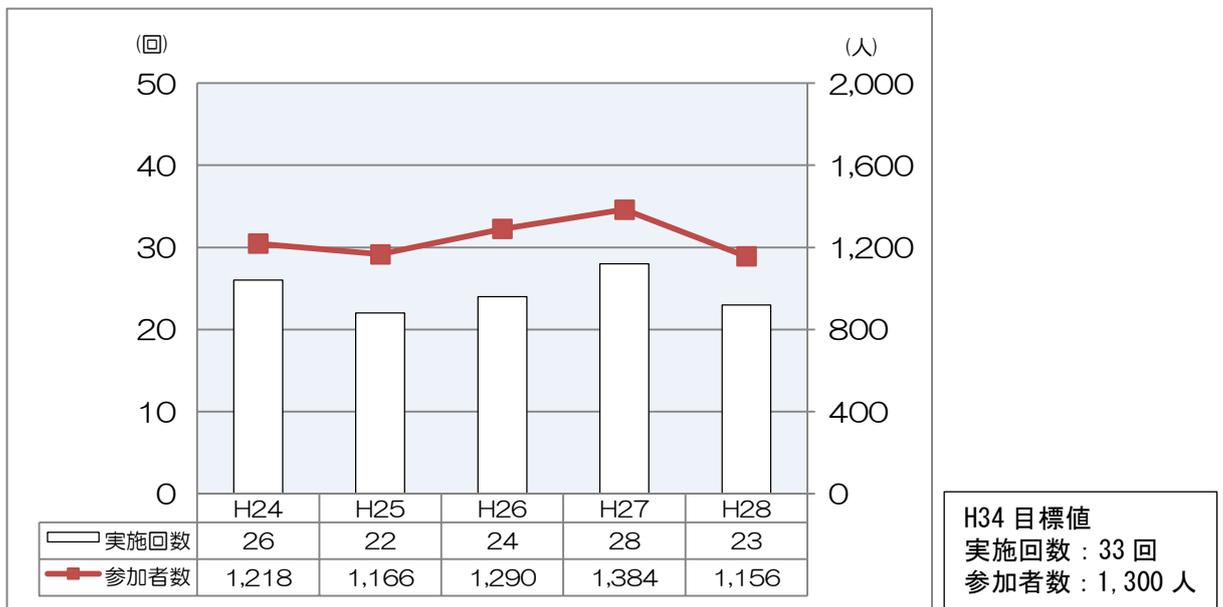
基本目標「良好な環境を支える人・仕組みづくり」の達成状況等の把握のため、次の3つを効果指標として設定します。

<指標①>環境教育関連事業の実施回数及び参加者数

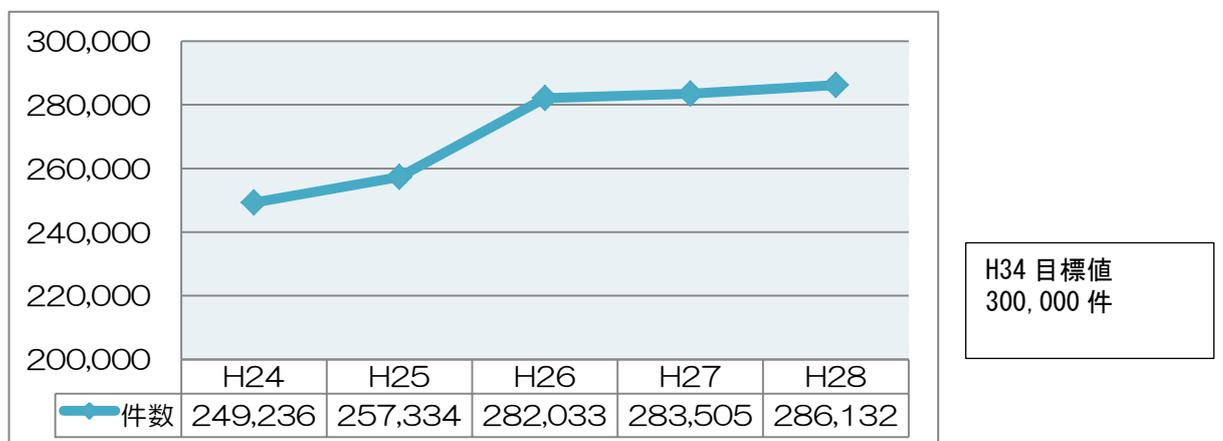
<指標②>市ホームページ（環境部関連）へのアクセス数

<指標③>市内の環境マネジメントシステム認証取得事業者数

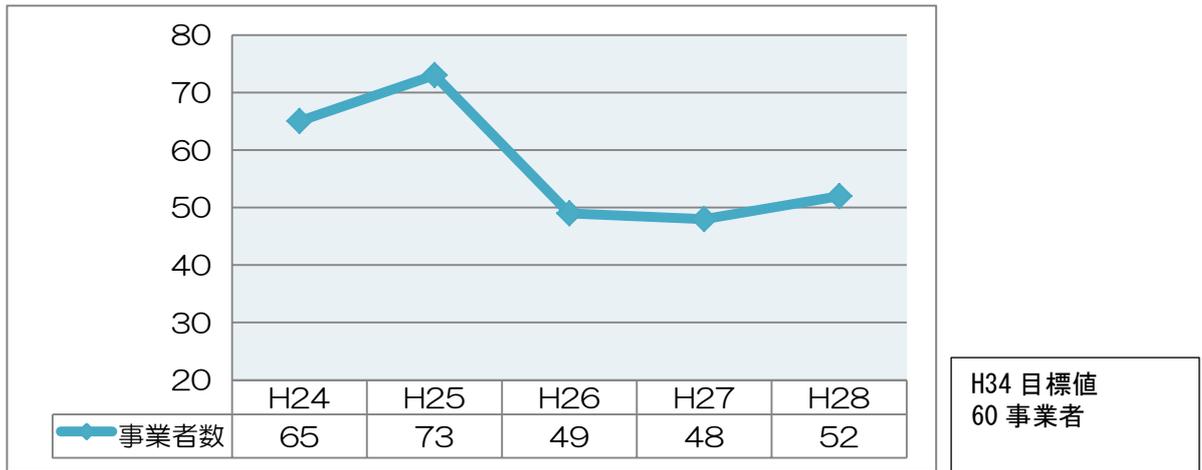
指標① 環境教育関連事業（環境学習会・エコツアー・せせらぎウォッチング）の実施回数及び参加者数の推移（単位：回、人）



指標② 市ホームページ（環境部関連）へのアクセス数の推移（単位：件）



指標③ 市内の環境マネジメントシステム*認証取得事業者数の推移（単位：件）



(※) I S O14001、エコアクション 21、K E S、エコステージ、グリーン経営の
認証取得事業者数

- (※) 資料： I S O14001 (公財) 日本適合性認定協会HPより
 エコアクション 21 (一財) 持続性推進機構HPより
 K E S 特定非営利活動法人K E S環境機構HPより
 エコステージ (一社) エコステージ協会HPより
 グリーン経営 (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団HPより

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

副市長及び各部長で構成される「環境管理委員会」において、本計画の進行管理や関連施策などの総合的な調整を行い、具体的な取組みの実施などについては、関係部署と相互連携を図りながら計画を推進していきます。

(2) 市民・事業者との連携体制

①情報の提供

本計画の進行管理に関する情報などについて、市民・事業者が使いやすいよう配慮した上で、市ホームページや広報誌などを通じて積極的に提供するように努めます。

②交流の場の創出

市民・事業者からの環境に関する情報や専門意見などを施策に反映させるため、イベントや会合など、市民・事業者との交流の場の創出に努めます。

③アンケート調査の実施

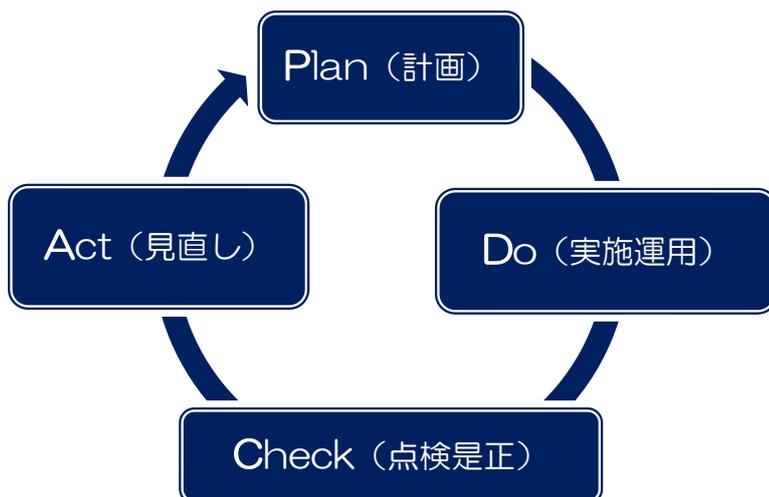
本計画の進行管理や環境の状況などについて、広く市民・事業者からの意見を聴き、計画の見直しや施策に反映させるため、アンケート調査を実施します。

第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理手法

本計画の実効性を高め、かつ的確に進捗状況を把握するため、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルの手法を活用した進行管理を行います。

<PDCAサイクルのイメージ>



(2) 八戸市環境審議会

市長の諮問機関であり、本計画に関する事項及びその他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について調査審議を行う「八戸市環境審議会」において、本計画の推進に関する評価や見直しを行います。

(3) 年次報告書

本計画の進捗状況や当市の環境の状況、環境施策の実施状況などを明らかにした年次報告書「八戸の環境」を毎年作成し公表します。

(4) 中間評価について

本計画の期間が平成25年度からの10年であることから、平成29年度に中間評価を実施し、改定版を作成しました。

資料編

- ① 八戸市の位置・面積・気候
- ② 八戸市の人口・世帯数
- ③ 八戸市の産業
- ④ 八戸市環境基本条例
- ⑤ 八戸市環境審議会委員名簿
- ⑥ 用語解説

①八戸市の位置・面積・気候



<位置>

○北緯 40 度 30 分

○東経 141 度 30 分

<面積>

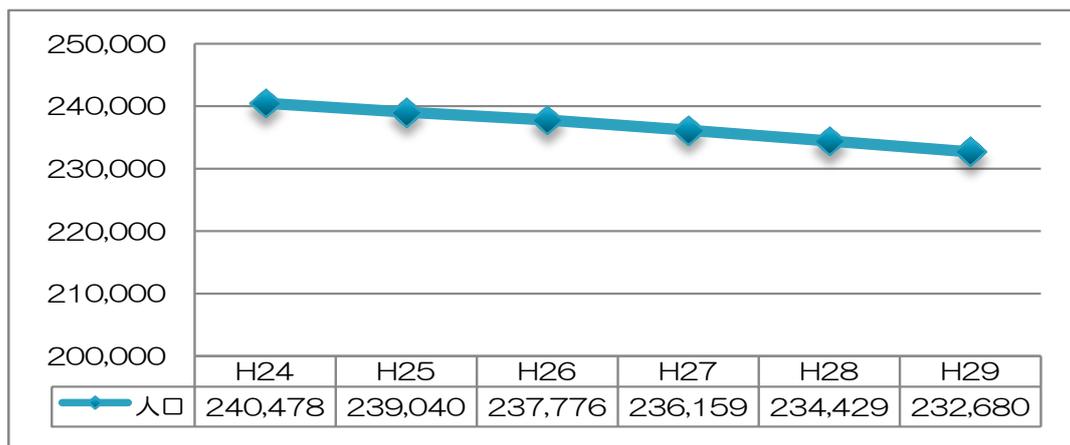
305.40 平方キロメートル

<気候>

東北地方の北部にありながら、太平洋側に位置しているため、冬は雪が少なく、日照時間が長いという特徴がある。また、春から夏にかけての冷涼な偏東風（やませ）が吹くことも当地方の特徴である。

②八戸市の人口・世帯数

<人口（単位：人）の推移>

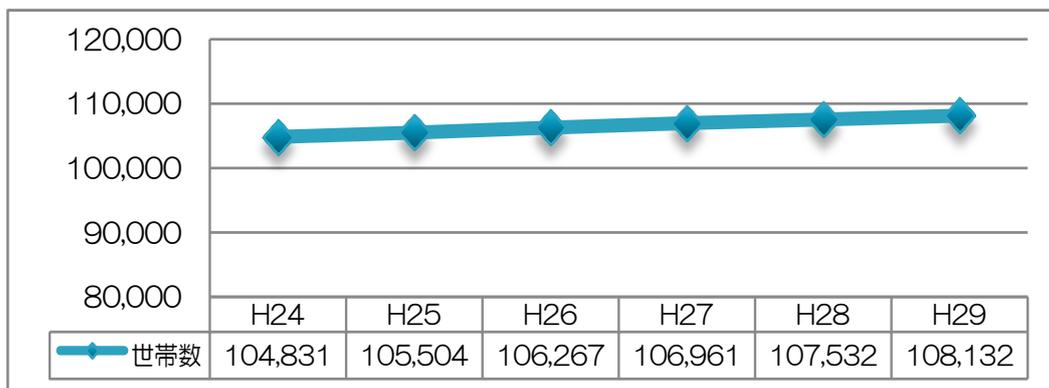


人口推計値

H32 : 221,796 人 H37 : 214,062 人

「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

<世帯数（単位：世帯）の推移>



※人口及び世帯数は、各年9月末日時点の数値

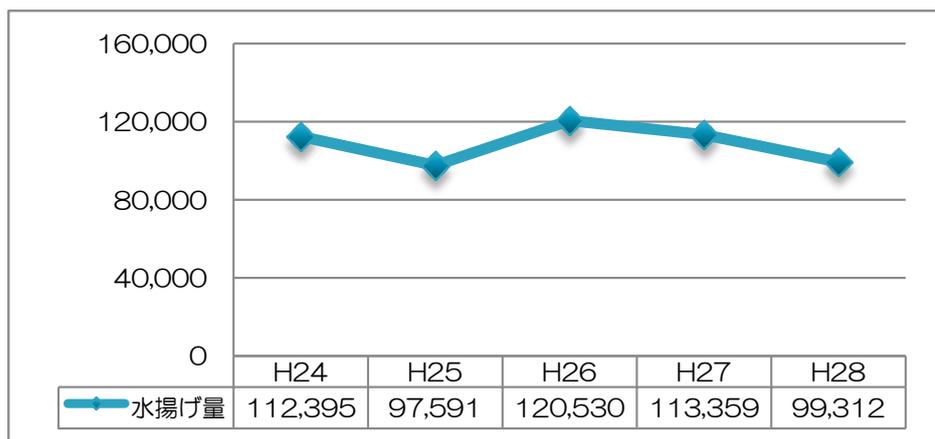
③八戸市の産業

【水産】

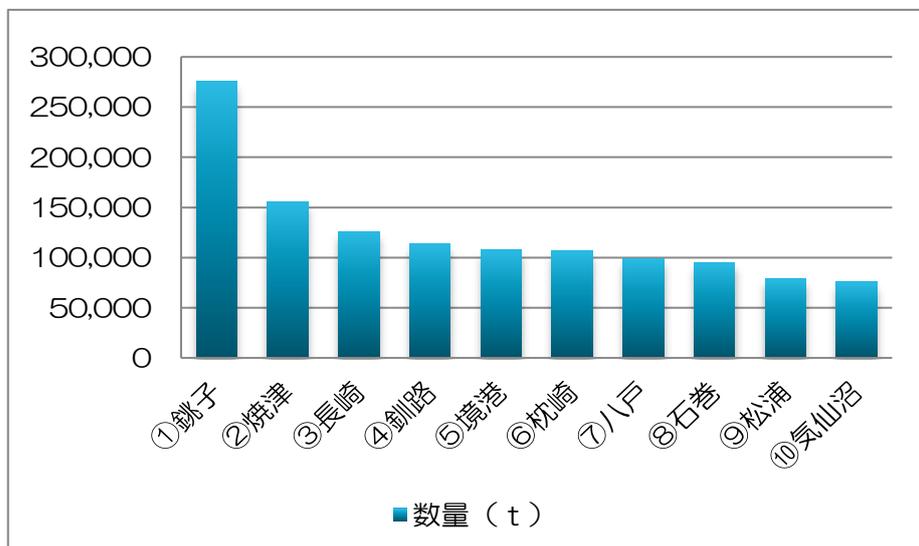
八戸の水産業は、日本一のイカの水揚げ基地である八戸漁港を擁し、加工施設及び冷凍冷蔵施設の充実等を背景に発展を続け、常に全国上位の水準にある。

しかしながら、近年の国際的な漁業規制の強化、日本周辺海域における漁業資源の減少、魚価低迷、就業者の減少や高齢化、燃油価格の高騰や大型クラゲの来襲など、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

<八戸港の水揚げ数量（単位：t）の推移>



<平成 28 年度 全国水揚げ数量上位 10 港>



【工業】

港湾としての八戸港は、昭和に入ると商港としての整備が始まり、昭和 26 年には重要港湾に指定され、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、臨海部を中心に工業地帯が形成された。

製造品出荷額等は平成 25 年 4,907 億円、平成 26 年 5,015 億円と、5,000 億円前後で推移しており、北東北最大の工業都市として地域経済を牽引している。

＜工業出荷額などの推計（従業者 4 人以上の事業所）＞ (出荷額等単位：百万円)

区 分	平成 25 年			平成 26 年		
	事業所	従業者	出荷額等	事業所	従業者	出荷額等
総数 (A)	347	13,166	490,684	343	13,172	501,558
食料品	109	4,700	92,622	104	4,685	98,279
飲料・飼料	18	343	75,192	18	357	79,023
繊維工業	14	273	1,130	15	257	1,089
木材・木製品	8	100	4,935	9	109	5,030
家具・装備品	8	111	2,018	7	100	1,899
パルプ・紙	8	1,043	79,287	8	1,081	72,834
印刷	19	283	2,943	19	280	2,942
化学工業	8	315	9,258	8	315	9,143
石油・石炭	3	24	2,788	3	23	3,046
プラスチック製品	3	121	5,279	3	117	5,926
ゴム製品	1	5	X	1	5	X
窯業・土石	16	397	17,328	17	417	16,550
鉄鋼	13	1,203	90,500	13	1,216	103,687
非鉄金属	7	824	25,838	8	831	26,033
金属製品	41	794	14,726	41	830	15,464
はん用機械	10	110	1,720	11	117	2,224
生産用機械	19	725	18,866	17	685	16,156
電子部品	9	685	6,886	9	508	7,592
電気機械	7	180	6,441	7	156	6,101
情報通信機械	2	131	X	2	134	X
輸送用機械	15	712	30,622	15	870	26,103
その他	9	87	947	8	79	1,012
県総数 (B)	1,472	55,647	1,520,298	1,449	55,464	1,595,132
A/B (%)	23.6	23.7	32.3	23.7	23.7	31.4

(※)X で秘匿した数値は総数に含まれる。

(※)各年 12 月 31 日現在、工業統計調査結果

④八戸市環境基本条例（平成16年12月27日条例第40号）

八戸市は、身近に海、山、川などの豊かな自然を擁し、そこからさまざまな恵みを受けながら、縄文のいにしえより人々の生活が営まれてきたまちである。今もなお、天然の芝生と貴重な海浜植物が自生する種差海岸やウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島など多くの自然環境が保たれ、それらは、私たち八戸市民に心の安らぎと故郷への誇りを与えてくれるかけがえのない財産である。

しかしながら、近年の効率性と利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、人と自然との調和を損ない、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生といった問題を生じさせたほか、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を与え、その問題は人類の存続基盤そのものを脅かすほど深刻になってきた。

このような状況においては、これまでの公害の防止をはじめとする地域の環境保全に関する取組のほかに、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくという環境の保全及び創造に向けた取組が不可欠である。

このような認識の下に、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を分担しながら、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市八戸を共につくりあげていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を

確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保し、及びこれを将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うとともに、それぞれが公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発

展することができる社会を構築することを旨として行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への影響を認識し、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が市民との触れ合いを確保しながら適正に保全されること。
- (3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が図られること。
- (5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

第13条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全及び創造に関する施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第14条 市は、生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民と自然との触れ合いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の確保)

第15条 市は、市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、緑化の推進、良好な景観の形成その他必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に学校教育における環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、前条に定めるもののほか、事業者又は市民が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者又は市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の適切な収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第21条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(推進体制の整備)

第22条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、八戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益代表者
- (3) 関係企業体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 前項の委員の定数は、20人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市環境審議会条例(昭和43年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「環境の保全」を「八戸市環境基本条例(平成16年八戸市条例第40号)第8条第1項に規定する環境基本計画その他環

境の保全及び創造」に改め、同条第2項中「保全」の次に「及び創造」を加える。

附 則(平成26年6月17日条例第27号)
(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(八戸市環境審議会条例の廃止)

2 八戸市環境審議会条例(昭和43年八戸市条例第10号)は、廃止する。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

4 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

⑤八戸市環境審議会 委員名簿

◎：会長 ○副会長（50音順、敬称略）

役職名	委員名
国立研究開発法人水産研究・教育機構東北水産研究所 資源管理部長	岩崎 俊秀
八戸市環境美化協議会 理事	江刺家 一弘
青森県弁護士会 弁護士	小野 晶子
NPO法人循環型社会創造ネットワーク 技術アドバイザー	加藤 正貴
公募	工藤 精一
八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授	熊谷 晶子
青森県三八地域県民局環境管理部 部長	齋藤 輝夫
八戸工業高等専門学校 准教授	佐藤 久美子
エコタウンイニシアティブ研究会 大平洋金属株式会社環境事業部 焼却灰溶融課長	杉山 晋
日本野鳥の会青森県支部八戸野鳥の会 会長	高橋 清法
一般社団法人青森県三八支部獣医師会 会員	竹内 正子
公募	對馬 徹
八戸商工会議所 副会頭	寺下 一之
八戸工業大学工学部バイオ環境工学科 教授	◎ 西村 順子
八戸エコ・リサイクル協議会 会長	根城 秀峰
NPO法人青森県環境パートナーシップセンター 青森県地球温暖化防止活動推進員	溝江 康德
八戸市医師会 理事	村井 千尋
八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会 副会長	守田 功
八戸市資源集団回収協同組合 代表理事	○ 渡辺 宏

(※)委員任期：平成28年8月18日～平成30年8月17日（2年間）

(※)平成30年3月（計画の答申）時点の名簿

⑥用語解説

あおりエコタウンプラン

環境省と経済産業省が、平成14年12月25日に共同で承認することとしたプランであり、青森県のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指すもので、対象地域は、八戸市を中心とした県内全域となっている。

エコアクション21

中小企業などでも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインである。このガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度をエコアクション21認証・登録制度という。

エコステージ

環境マネジメントシステムの一つであり、一般社団法人エコステージ協会が定める規格に基づく取り組みを行う事業者を、同協会が認定する評価機関が審査し、認証・登録する制度である。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

カーシェアリング

登録した複数の会員が、特定の自動車を共同使用する有料サービス、システムのこと。自動車の所有・維持費用がかからないうえ、必要に応じて短時間単位で、またレンタカーより低い料金で利用できることが多い。

化学的酸素要求量(COD: Chemical Oxygen Demand)

酸化剤(過マンガン酸カリウム)を用いて、水中の被酸化性物質を酸化するとき消費される

酸素の量をmg/lで表したものである。有機物のみでなく第一鉄や亜硝酸塩などの無機物も酸化してしまうが、湖沼や海域の水の汚れの度合いを示すものとして使用されている。この数値が大きいほど水中の汚濁物質が多いことを意味する。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する能力を持つ浄化槽をいう。

環境基準

環境基本法で定める、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準をいう。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

観測井

特定の地層の収縮状況や地下水位変動等を調査するために設ける井戸をいう。

かん養

時間をかけ、ゆっくりよい方向に養い、育てていくこと。「森林の水資源のかん養」とは、森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きをいう。

グリーン経営認証制度

環境マネジメントシステムの一つであり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が、グリーン経営(=環境負荷の少ない事業運営)推進マニュアルに基づいて一定レベル以上の取り組みを行っている事業者を審査し、認証・登録する制度のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、価格や品質、利

便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。国では、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を制定し、国等が物品購入の際のグリーン購入の義務化や、地方公共団体、事業者、国民それぞれの努力義務を課している。

形質変更

土地の形状や性質の変更をいう。

公害防止協定

行政庁や住民等が、工場・事業場と協定を結び、地域の実情に合ったきめ細かな指導や、法令による規制を補完し、これにより公害を防止しようとするものである。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりするなどの被害が発生することもある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの公共の水域と、この水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の水路のこと。ただし、終末処理場に接続している下水道は除く。

コージェネレーション

発電と同時に発生する排熱を動力・温熱・冷熱として活用し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムのこと。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させて作った堆肥、またはその手法をいう。

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱など、資源として一度利用しても比較的

短期間に再生し、枯渇しないエネルギーをいう。

省エネルギー診断

経済産業省資源エネルギー庁が進める補助事業で、エネルギー管理士が、事業所等の電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況などを診断し、省エネ改善に向けた技術的なアドバイスも行うもの。

水準測量

2地点間の高低差を測定し、これを繰り返すことにより地表起伏の高低を測量する方法をいう。

スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行などの日々の移動を、エコドライブ、公共交通機関の利用、徒歩や自転車の利用など、エコで賢い移動方法にするライフスタイルをいう。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を形成していくためのキーワードの一つである。

生活排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活から出される排水を生活雑排水といい、これにし尿と呼ばれるトイレからの排水を加えたものを生活排水という。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

20℃の条件下で5日間に減少する溶存酸素の量。微生物によって水中の有機物を酸化、分解する際に消費される酸素の量なので、主に河川の水の汚れの度合いを示す方法として用いられる。この数値が大きくなるほど水中の汚濁物質の量が多いことを意味する。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様

な生物が存在していることを指す。定義は様々なものがあるが、「生物の多様性に関する条約」では、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

ゼロエミッション

1994年に国連大学によって提唱された概念で、「(廃棄物の)排出がないこと」を意味する。

総合静脈物流拠点港 (リサイクルポート)

国土交通省が「循環型社会形成推進基本計画」において、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向けた取組みを推進するため、静脈物流(人の血管に例えて、製品系の輸送を動脈物流と表現するのに対し、生産や消費活動で排出されたものの輸送)の拠点として指定した港湾のこと。

地球温暖化

地球温暖化とは、人間活動の拡大に伴って温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)の濃度が増加することにより、地球の表面温度が上昇することをいう。

その結果、海面が上昇することによる陸地の水没、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象が増加するといわれている。また、生態系への影響、水資源の減少、農業・漁業などへの影響も懸念されている。

地球環境問題

地球環境とは、人類も含めた生物の生存条件そのものであるといえる。しかし、産業革命を契機とした人類の活動の飛躍的な増大や、人口の爆発的増加に起因する地球環境の変化は、生態系のバランスを崩し、人類の将来にとっても大きな脅威となっている。

地球環境問題とは、このように認識され、取組みがなされている問題のことで、現在のところ次の9つとされている。

①地球の温暖化 ②オゾン層の破壊 ③熱帯

林の減少 ④開発途上国の公害 ⑤酸性雨
⑥砂漠化 ⑦野生生物種の減少 ⑧海洋汚染
⑨有害廃棄物の越境移動

テレメーター

遠隔地から伝送された測定値を計測し、記録する装置。遠隔測定器をいう。

特定外来生物

在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたものをいう。

農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいう。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をさす。バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、そして資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)がある。

パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にパリで開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締結国会議(COP21)」で採択された。日本は2016年11月に批准した。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。

フィッシュミール

魚粉のことをいい、主に家畜の補足飼料とする。

不等沈下

地下地質の違いによって、地表面が不均一に沈

下する現象をいう。

浮遊粒子状物質 (SPM)

スス、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 10 μ m 以下の粒子のこと。呼吸により肺に入りやすいため、呼吸器系の障害を起こす原因物質のひとつと言われている。

ペレットストーブ

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した木質ペレットを燃料とするストーブのこと。

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、または、そのために設置される植物を主体とした構造物をいう。

モーダルシフト

貨物輸送の方式をトラックから鉄道・海運などへ転換すること。労働力不足・道路渋滞・大気汚染などの深刻化により限界に近づいたトラック中心の貨物輸送を見直し、機動力のあるトラックと安く大量に輸送できる鉄道や海運を組み合わせることによって、輸送の効率化やコストダウン、時間短縮を図るもので、国土交通省が総合物流対策として推進している。

揚水設備

地下水などを高所にくみ上げるポンプのこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、その生息状況を取りまとめた資料をいう。国際的には、国際自然保護連合によって、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしたレッドデータブックが刊行されており、国内では、環境庁(当時)が平成3年4月「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行し、その後も順次改訂作業を進めている。

青森県でも平成12年3月に「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック—」を作成

しており、その後もランクの見直しや選定種の追加等を行っている。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生の動植物のリストをいう。レッドデータブックに比べ野生生物の名称とカテゴリー(絶滅、野生絶滅、絶滅危惧ほか)等の最低限の情報が記載されたリストであり、環境省等が刊行している。

BDF

Bio Diesel Fuel(バイオディーゼルフューエル)の略で、廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のことである。

COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

ISO14001

ISOは、International Organization for Standardizationの略で、日本語で「国際標準化機構」と呼ばれている。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間・非営利団体である。

ISOが作成している規格は、製品に対する仕様を定めた製品規格、試験方法を定めた試験規格、そしてマネジメントシステム規格等合計21,000規格以上に上り、ISO14001は環境マネジメントシステムに関する規格である。

KES

Kyoto Environmental Management System Standardの頭文字をとった略号で、環境マネジメントシステムの規格の一つである。中小企業を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。KESの登録・審査は、特定非営利活動法人KES環境機構が行い、その協働活動組織として青森県では、青森環境機構AESが登録・審査を行っている。

L C A (ライフサイクルアセスメント)

商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策を利害関係者とともに検討し、評価すること。

L E D

Light Emitting Diode の略で、日本語では発光ダイオードと訳される。電圧をかけた際に発光する半導体素子のことで、電球や蛍光などに比べて消費電力が少なく、長寿命であることが特徴である。

Z E H

Net Zero Energy House の略で、住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をゼロにすることを目指した住宅を指す。

第 2 次八戸市環境基本計画(改定版)

■編集 八戸市 環境部 環境政策課

〒031-0801 八戸市江陽三丁目 1 番 111 号

TEL: 0178-43-9265 (直通)

FAX: 0178-47-0722

E-mail: kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

■発行 平成 30 年 3 月